

中教審・大学分科会「中長期的な大学教育の在り方について」の審議状況（9） （私立大学の健全な発展に向けた方策の充実について）

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室 専門職 越 政樹

我が国の人口構造、産業構造、社会構造等が大きく変化し、社会全体のグローバル化が急速に進む中、大学が、知の拠点として、その活動を通じて、社会に寄与・貢献する機会が大きく拡大している。我が国の大学の過半は私立が占めており、私立大学の教育研究活動の質向上は極めて重要になっている。

大学が社会の負託に応えて質の高い教育研究活動を持続的に実施するには、経営基盤の確立が不可欠である。学校の法人の経営基盤が全体として悪化傾向にある中で、学校法人の経営改善に向けた取組を、これまで以上に強化しなければならぬことから、平成二十二年八月以降、大学分科会では、私立大学を中心に大学の健全な発展に向けた方策の充実について検討した。以下では、我が国の私立大学の経営の現状に関するデータを示した上で、大学分科会の審議状況を紹介する。

① 私立大学の経営の現状

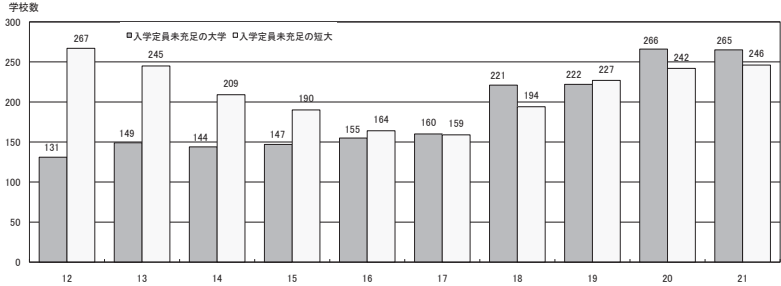
（1）私立大学の入学定員充足の現状

平成二十一年度の私立大学および短期大学九六二校のうち、入学定員未充足の大学・短期大学は、合計五一校あり、大学で四六・五％、短期大学では六九・二％が定員未充足の状態である（図1）。

大学について、その内訳を規模別にみると、入学定員が八〇〇人未満の四一三校で、八七八二名分の定員割れを起こしている（図2）。一方、入学定員が八〇〇人以上の一五七校では、三七九六名分の定員超過を起こしている。地域別にみても、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、福岡といった都市部の大学では、定員超過にある一方で、地方の大学が定員割れとなっている（図3）。

図1 私立大学・短期大学の入学定員充足状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大学数	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570
入学定員未充足の大学	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265
未充足割合	27.6%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.0%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%
短大数	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356
入学定員未充足の短大	267	245	209	190	164	159	194	227	242	246
未充足割合	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	69.1%



(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学

(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

図2 規模別の入学定員、入学者数等（平成21年度、私立大学）

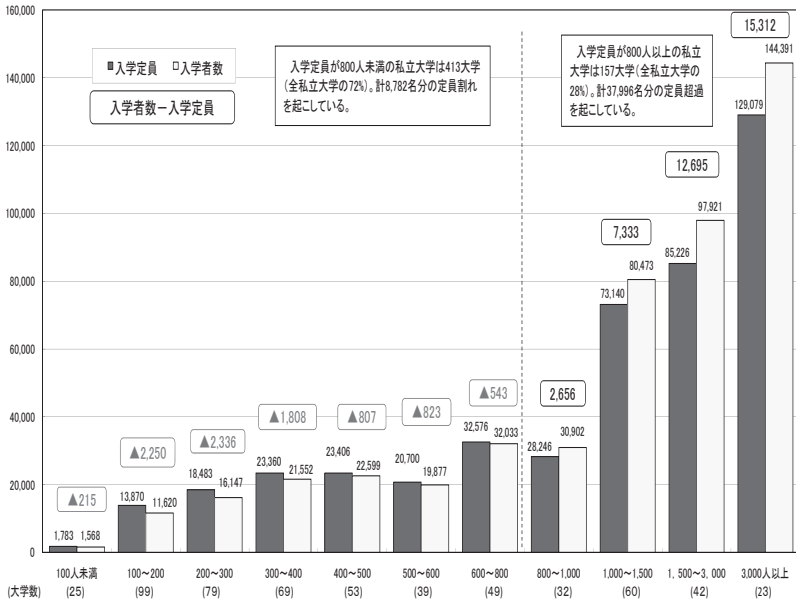
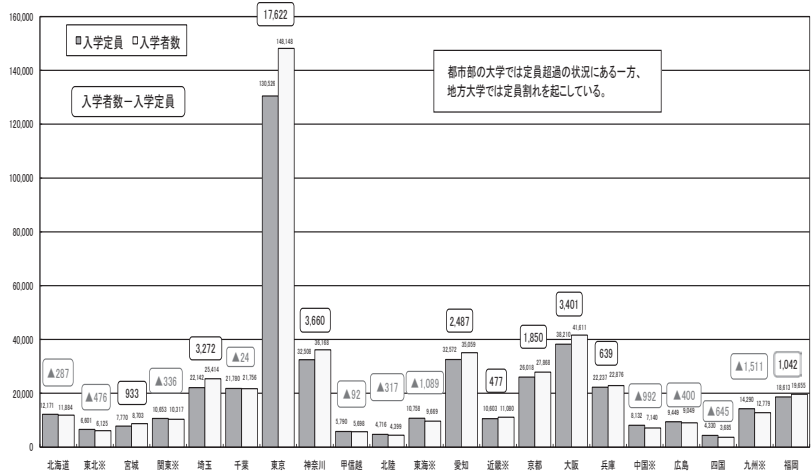


図3 地域別の入学定員、入学者数等（平成21年度、私立大学）



※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

(2) 学校法人の財務の状況
 大学や短期大学を設置する学校法人のうち、学生生徒等納付金、寄附金、補助金、その他の学校法人の負債とならない収入である「帰属収入」で、人件費、教育研究費、管理経費などの学校法人の経常経費である「消費支出」を賄えない法人は、平成二〇年度において三〇六法人、割合にして四六・五%となっている(図4)。
 さらに、帰属収支差額比率(帰属収入と消費支出の差額の帰属収入に対する比率)がマイナスとなっている大学は中小規模大学で多くなっている(図5)。

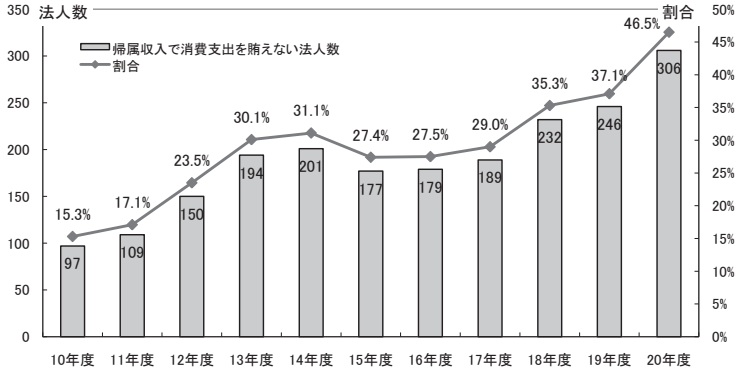
【2. 大学分科会の審議状況と「第四次報告」の提言】

(1) 大学分科会の審議状況

このように、私立大学のうち、入学定員が未充足のところや、単年度収支がマイナスとなるところの割合が増加しており、特に都市部以外の中小規模大学においてその傾向が顕著である。このような現状を踏まえつつ、大学規模・大学経営部会では、私立大学の健全な発展に向けた方策について検討した。

同部会では、学校法人の経営基盤が全体として悪化傾向にある中、学校法人の経営改善に向けた取組を、さらに強化しなければならないとの認識の下、各私立大学は、自主的・自律的な機能分化を通じて、自らの特色を発揮し、経

図4 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移

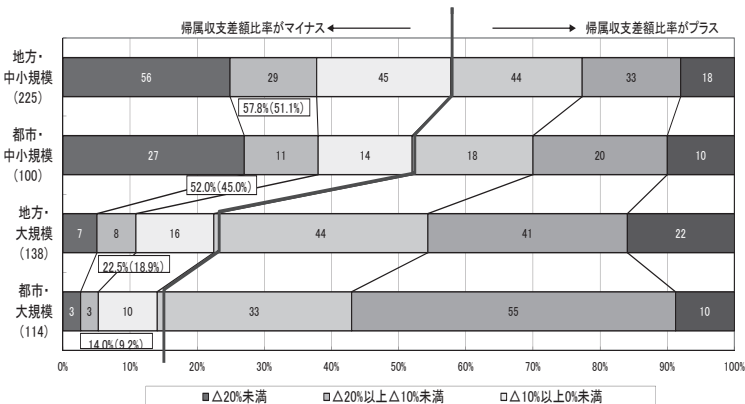


注：

- ・大学法人数・短大法人数に、通信制課程のみを設置する法人、他省庁から経常的補助を受けている法人などは含まない。
- ・「帰属収入」とは、学生生徒等納付金、寄附金、補助金その他の学校法人の負債とならない収入であり、「消費支出」とは、人件費、教育研究経費、管理経費などの学校法人の経常的支出である。
(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

図5 帰属収支差額比率の大学類型別の分布 (平成 20 年度)

- 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっており、特に地方・中小規模大学では平成19年度比6.7ポイント増の57.8% (51.1%)。
- 一方、大規模大学では約80%がプラスとなっている。



「帰属収支差額比率」は、帰属収入と消費支出の差額(帰属収支差額)の帰属収入に対する比率であり、単年度の収入と支出の間のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市: 政令指定都市、東京23区
 - ・地方: 上記以外
 - ・大規模: 在籍学生数が2,000人以上
 - ・中小規模: 在籍学生数が2,000人未満
(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)
- ※ □ は帰属収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	225	39.0	196,726	9.7
都市・中小規模	100	17.3	87,953	4.3
地方・大規模	138	23.9	714,414	35.1
都市・大規模	114	19.8	1,039,049	51.0
計	577	100.0	2,038,142	100.0

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

営資源の有効活用に取り組みむことが求められるとした。

そのための各学校法人の取組を支援、促進するための方向性として、経営指導・経営相談の充実、財務経営状態の公開の促進を提起した。あわせて、私立大学の多様な機能に着目して、基盤的経費の助成と競争的資金配分を組み合わせ、多元的できめ細かなファンディング・システムを充実することの必要性を指摘した。

(2) 「第四次報告」の提言

六月に取りまとめられた「第四次報告」では、国公私立それぞれの大学の発展と機能別分化の推進について取りまとめている。その関わりの中で、大学数・学生数とも約四分の三を占める私立大学について一節を割いて、大学規模・大学経営部会の検討状況を踏まえつつ、今後の改善の方向性と具体的施策を提言している。

① 経営指導・経営相談の充実

学校法人の経営改善は、自己努力・自己責任が原則とした上で、今後、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団(以下、「私学事業団」という。)の経営支援機能を充実し、

- 自己の強みを最大限活用した「自立・発展」
- 規模のメリットを活用し、相互補完効果を生む「連携・共同」

○不採算部門の縮小・廃止を行う「撤退」

といった、将来的な方向性を早期に判断しうるよう促すことが求められるとした。

また、経営相談を受けやすくするように配慮することが重要であり、あわせて、万が一の経営破綻等の場合に備え、学生のセーフティネットを整備していくことが望まれるとした。

具体的施策として、次の事項を提言している。

(ア) 経営相談機能を充実すること

- ・私学事業団において、理事長・学長を対象とするリーダーズセミナーを全国で開催、専門家の人材バンクを創設、連携・共同の情報収集・提供、経営の分析、診断、指導・助言を積極的に実施。

- ・文部科学省において、学校法人運営調査委員を積極的に活用。

(イ) 自己の強みを最大限活用した取組を支援すること

- ・大学機能の高度化を推進する取組の支援(我が国の成長を支える教育研究の基盤形成や、東アジア地域など世界を視野に入れた人材育成)

- ・経営改善を促進するための私学助成(「募集定員」を参酌した私学助成、我が国全体として、適切な条件により大学教育が行われるよう、定員管理の取扱いの適正化、経営改善のインセンティブとなるような私学助成の工夫)

(ウ) 教育研究機能の充実のため、大学間の連携・共同の取組の支援

学校法人や大学の合併・統合計画の重点的な支援、大学・短大間の連携に向けた共同事務局設置や教育プログラムの共同実施、施設の共同利用の推進・支援、連携の枠組みづくりのため、各地域に、国公立大学、地方自治体、産業界等からなる協議会の設立を促進。

(エ) 円滑な学生募集停止、学校再生の取組の支援

学生募集停止に関するガイドラインの作成・提供、学校再生のための専門家バンクの創設(再掲)。

(オ) 学生のセーフティーネットの整備(転学生の受入れに関する当面の支援)

転学受入れ校に対する補助金の措置、転学を希望する学生の近隣大学での受入れが不可能な場合の放送大学での受入れと、学校法人が解散した場合の学籍簿の管理についての検討。

② 財務・経営情報の公開の促進

学校法人は、学生に対し、その在学中の健全な経営を保障する責務があり、学生はもとより保護者や入学志願者など社会全体に対する説明責任を有するとした。

私立大学関係団体においては、本年四月に、情報公開の項目例等に関する自主的な取組目標について中間報告を行

ったが、今後さらに検討を進めることとしており、団体において、各学校法人へ積極的な情報公開を促すことが期待されるとした。また、文部科学省においても、積極的な情報公開を促すこととともに、会計方針の取扱いなど、情報内容の一層の共通化・充実に向けた検討が望まれるとした。さらに、私学助成を受けている学校法人については、そのことを踏まえた取組が必要とした。

また、具体的施策として、次の二点を提言している。

- ・ 情報公開の実施状況を私学助成に反映すること
- ・ 学校法人の情報公開の実施状況を文部科学大臣所轄の全ての学校法人について公開すること

③ 公財政措置の充実

私立大学における人材育成や先端的・独創的研究、社会貢献活動を一層促進するために、私学助成を拡充し、基盤的経費の助成を充実するとともに、我が国の政策課題への各大学の個性・特色ある取組を財政的に支援することが重要であるとした。

また、学校運営の財源の多様化は、学校法人の経営基盤の安定化に寄与し、大学の社会貢献を一層促すためにも有効であり、国は学校法人のそうした努力を積極的に支援するため、寄附税制の拡充を図り、我が国において寄附文化の醸成を図っていくことが求められるとした。